

平成22年度 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

## 先使用権制度に関する調査研究報告書

平成23年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

## 2. その他調査対象国群 1 に属する国の詳細

### 「1」 ブラジル

#### Part A : 先使用権制度の有無

##### 設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

###### (a) 先使用権に関する条文、規則等

ブラジル産業財産権法第 45 条 (Industrial Property Law, Law No. 9.279, of May 14, 1996 as amended by Law 10.196 of February 14, 2001)。

<p>第 45 条<sup>238</sup></p> <p>特許出願に係わる出願日又は優先日の前に、ブラジルにおいて出願の対象を善意で実施していた者には、負担を伴うことなく、従前とおりの方法及び条件で、その実施を継続する権利が与えられる。</p> <p>(1)本条に基づいて与えられる権利は、特許の対象に直接関連している事業若しくは会社又はその一部とともにする場合に限り、譲渡又はリースにより移転させることができる。</p> <p>(2)本条にいう権利は、特許の対象を第 12 条による開示を通じて知得した者には付与されない。ただし、出願が開示後 12 月以内に行われていることを条件とする。</p>	<p>Article 45<sup>239</sup></p> <p>A person, who in good faith, prior to the date of filing or of priority of a patent application, exploits its object in this country, will be guaranteed without onus the right to continue the exploitation, in the previous form and conditions.</p> <p>§1 - The right conferred under the terms of this article can only be ceded by transfer or leasing, together with the business of the undertaking, or the part thereof that has direct relation with the exploitation of the subject matter of the patent.</p> <p>§2 - The right to which this article refers will not be guaranteed to a person who had knowledge of the subject of the patent due to disclosure under the terms of article 12, provided that the application was filed within 1 (one) year from the disclosure.</p>
---	---

###### (b) 施行規則等の詳細な規定

ブラジル産業財産権法第 45 条に関する施行規則は存在しない。なお、ブラジルが物質特許を認めるまでの間、パイプライン特許 (pipeline patents) <sup>240</sup>の制度があり、この

<sup>238</sup> <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/brazil/sanzai.pdf> [最終アクセス日 : 2011 年 3 月 4 日]

<sup>239</sup> [http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/patente/pasta\\_legislacao/legislacao-outros-idomas/lei\\_9279\\_ingles\\_html/](http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/patente/pasta_legislacao/legislacao-outros-idomas/lei_9279_ingles_html/) [最終アクセス日 : 2011 年 3 月 4 日]

制度に付随して、産業財産権法第 232 条にも先使用権に関する規定がある。ただし、本調査では他の諸国の制度との比較上、第 45 条に基づく先使用権のみを対象とした。

## Part B : 先使用権制度の概要 (一般)

### 設問 2. 先使用権制度の概要 (趣旨)

(a) 先使用権制度の趣旨 :

ブラジルにおける先使用権制度は、発明者若しくは特許の所有者ではない者であって、後に出願され、特許付与により保護されている発明を、善意で実施していた者に、利益を供与することをその目的としている。先使用権の規定の目的は、他人による出願時に発明を実施していた者が侵害者とならないようにすることである。

(b) 導入の経緯あるいはモデルとなった法制 :

ブラジル産業財産権法によりブラジルに導入された先使用権制度は、世界知的所有権機関 (WIPO) の特許法調和条約初期草案第 308 条の影響を受けている

## Part C : 先使用権制度の概要 (解釈)

### (1) 成立要件

#### 設問 3. 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

ブラジルの産業財産法第 45 条は個別の要件を次のように定めている。

A : 特許出願に係わる出願日又は優先日の前に、ブラジルにおいて出願の対象を善意で、

B : ブラジルにおいて出願の対象を実施していた者には、負担を伴うことなく、

C : 従前どおりの方法及び条件で、

その実施を継続する権利が与えられる。

A : における「善意」の要件とは、先使用権は、違法事実を認識している者を利するものではないことを意味する。「善意」は、主観的な要件であり、その正確な定義は存在しない。大多数の学者は、善意とは、「公平性の要件すなわち各人が信義に従い誠実に行動すべきとする客観的な行為規範である。」とする Miguel Reale<sup>241</sup> 氏の解釈を採用している。

B : における「ブラジルにおいて出願の対象を実施していた者には、負担を伴うことなく」とする要件は、先使用権は特許出願時に実際に発明を実施していた者に対してのみ付与されるという意味である。第 45 条によれば、発明を実施するための準備をしていたに

<sup>240</sup> WTO-TRIPS 協定第 70 条(8)の規定、「医薬品及び農業用の化学品の特許保護を認めていない場合 (物質特許の制度を持たない) には、(a) 第六部の規定にかかわらず、同協定の効力発生の日から、医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとらなければならない。」に従って設けられた、物質特許の出願をうける制度。ただし、出願の受理のみがなされて、特許付与のための審査は行われない。現行法 (2001 年 2 月 14 日の法律番号 10.196 により改正) で物質特許を認める制度が導入され、医薬品及び農業用の化学品の特許が付与されるようになったが、第 232 条はパイプライン特許の制度を利用した出願に特許が付与された場合の規定である。

<sup>241</sup> Miguel Reale (1910 年-2006 年) : ブラジルの法律家 (大学教授) で法律に関する著作が多数ある。

すぎない者に対しては、先使用权は付与されない。また、特許の排他的独占権の行使が禁止されるのは、当該発明が単に研究され若しくは知得されていたのみならず、特許出願日前から既に実施されていた場合に限られるとされている。

発明を実施していた者が、当該行為をブラジルにおいて行っていたことを要するという点は重要である。したがって、かかる行為が外国で行われていた場合、当該行為は先使用权（による保護）の対象とはならない。

C : における「従前どおりの方法及び条件で、」という文言により、先使用者が、第三者による特許出願日前に存在した条件と同一の条件にて、ブラジルにおいてその事業を引き続き行う権利を有することが明らかにされている。つまり、先使用者は、その製造又は使用していた製品又は方法の特徴を大幅に変更すること、また、製造量の増加その他の方法で特許発明に関する事業の範囲を拡大することはできないという意味である。

#### 設問 4. 善意 (in good faith) の意味

##### (a) 善意の意味

設問 3 で説明したとおり、「善意」に関する正確な定義は存在しない。大多数の学者は、善意とは、公正性の要件すなわち各人が信義に従い誠実に行動すべきとする客観的な行為規範であるとする、Miguel Reale<sup>242</sup>氏の解釈を採用している。

##### (b) 善意と認められる場合の例：

一般的に、ある者が違法行為、法律違反の行為若しくは他人を害する行為を行う意図を有していない場合、その行為は善意で行われたとすることができる。

##### (c) 善意とは認められない場合の例：

ブラジル産業財産権法第 45 条の文言によれば、企業秘密を不正入手することによって発明を知得した者は、善意で行動したとはいえない。先使用权を主張する者で、雇用契約により発明を知得した者、あるいは特許権者の秘密情報を不正に利用し又は情報を詐欺的若しくは違法に入手して発明を知得していた者についても、同様のことがいえる。

これらの行為は、完全に第 45 条の規定に抵触するものである。このことは、同条(2)の規定に見られる。

同規定により、特許出願前 1 年の間に行われた行為の結果として発明を知得した者に対しては、先使用权は認められないことが明らかである。

#### 設問 5. 出願人から発明を知得していた場合に先使用权は認められるか

先使用权は認められない（ブラジル産業財産権法第 45 条(2)）

<sup>242</sup> Miguel Reale (1910 年-2006 年) : ブラジルの法律家 (大学教授) で法律に関する著作が多数ある。

**設問 6. 先使用権の基準日**

ブラジル産業財産権法第 45 条には「出願日又は優先日の前に (prior to the date of filing or of priority)」とあり、この優先日 (date of priority) とはパリ条約第 4 条の優先権に基づく優先日を意味する。

**設問 7. 実施の準備と先使用権**

設問 3 の B の要件で説明したとおり、発明を実施するための準備をしていたにすぎない者に対しては、先使用権は付与されない。

**設問 8. 基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合**

(a) 実施の継続 :

前述したように、特許出願時に実際に発明を実施していた者に対してのみ、先使用権は付与される。

(b) 基準日に中断していた場合の先使用権 :

出願日又は優先日において実施を停止していた者に対し先使用権を認める可能性について、学者及び判例はその見解を示していない。

**設問 9. 輸入行為は先使用権の対象となるか**

(a) 貴国において、輸入する行為は先使用権の対象となるでしょうか。

輸入行為は先使用権の対象となる。

(b) 外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用権を確保するために留意すべき事項について、御説明ください。

この問題に関し、学者はその見解を示しておらず、また、判例も確認できていない。

**設問 10. 輸出行為が先使用権の対象となるか**

輸出行為は先使用権の対象となる。

**設問 11. 実施と新規性の関係 (実施が公然実施の場合)**

ブラジル産業財産権法の立法経過をみると、先使用权は商業化された製品によっては当該方法が利用されたことが証明できない、方法特許の場合を想定していたと思われる。しかしながら、先使用若しくは発明の実施が秘密とされるか公知とされるかの判断基準については議論がある。発明が公然実施されると、当該発明は新規性の喪失により無効とされる。

この場合、ブラジル特許庁 (INPI) 又はその他の判決により当該特許の無効が宣言される前に、裁判所の決定に基づいて先使用者が当該実施を継続して行うことを認めることができる。ただし、特許所有者が先使用者に対して提起した侵害訴訟手続において、侵害を問われた者は先使用权を主張するより、特許の無効を主張することが一般的である。

## (2) 先使用权者が実施できる範囲

### 設問 12. 先使用权者が実施できる範囲 (物的範囲)

設問 3 で説明したとおり、先使用者は、第三者の特許出願前に行っていた実施条件と同一の条件で、ブラジルにおいてその事業を引き続き行う権利を有する。つまり、先使用者は、その製造又は使用していた製品又は方法の特徴を大幅に変更すること、また、製造量の増加その他の方法で特許発明に関する事業の範囲を拡大することはできないという意味である。

例えば、先使用者が輸入の開始後に、当該製品に特許が付与された場合、先使用权の範囲は当該製品の輸入を引き続き行う行為に限定され、先使用者には、特許製品を製造することは認められない。先使用者による行為のうち、従前の方法若しくは条件と異なると判断されるものは、特許権侵害行為となる。

設問 12-1. 設問 12 の追加質問です。先使用权者は、他者の出願後に、生産規模・輸入規模・販売地域等を拡大することが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度までの拡大が認められるでしょうか。

(a) 生産数量の拡大<sup>243</sup> :

ブラジル産業財産権法に製造量等の可能な拡大についての上限又は下限が定められていないかという点に関しては、まだ議論がある。学者は、第 45 条の規定は、例えば、事業の量的範囲が常に他の事業又は要素に直接連動して決定されてきたことを先使用者が証明できる場合など、一定の状況においては柔軟に解釈されるべきであると提唱している。例えば、当該発明が、全体の製造工程のうちの二次的な部分のみからなる段階に関する方法に関わるものである場合には、先使用者は引き続き、特許方法の各段階に応じて事業の範囲を調整することが認められる。

なお、この問題に関する事例はない。

<sup>243</sup> 製造量の増加を含む事業の拡大はできないとする設問 12. への回答を参照のこと。本回答は、その原則に例外があるとすればどの前提でなされたものと思われる。

(b) 輸入規模の拡大：

設問 12 の回答を参照のこと。

(c) 実施地域の変更：

設問 12 の回答を参照のこと。

**設問 12-2.** 設問 12 の追加質問です。先使用権者は他者の出願後に、実施行為の変更あるいは実施形式の変更等を行うことが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度の変更までが認められるでしょうか。

(a) 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更（例えば、出願日（優先日）前に輸入・販売していた場合、出願日（優先日）後に製造・販売に変更することはできますか。）

認められない。設問 3 及び設問 12 の回答を参照のこと。

(b) 他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなど、実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用する A 合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用する A 合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸（塩酸、硝酸の上位概念）を使用する A 合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。）

先に説明したように、実施は出願あるいは優先日の前後で、同一の様式、状態で行われなければならない。

(c) 生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。）

実施は出願あるいは優先日の前後で、同一の様式、状態で行われなければならない。改造が出願日以降に行われている場合は第 45 条の要件に合致しない。

**設問 13.** 下請生産（他企業ではあるが、下請元企業の指揮命令により生産を行う企業）が生産等の先使用権の対象となる実施行為を行っていた場合、下請企業と下請元企業のどちらに先使用権が認められるか。

本件に関しては学説が無く、そして、我々はどんな判例も発見することはできなかった。

**設問 14.** 先使用権の登録（設けられている場合には、どのような場面、方法で登録す

るのか、及びその効果について御説明ください)

先使用権を登録する制度は設けられていない。

**設問 15. 先使用権の効力は先使用権者でない者にも及ぶのか (先使用権者が製品を第三者に譲渡した場合の取扱い)**

本件に関しては学説が無く、そして、我々はどんな判例も発見することはできなかった。

### (3) 移転等に関わる問題

**設問 16. 先使用権の移転 (移転可能性及び移転の要件)**

ブラジル産業財産権法第 45 条(1)には「本条に基づいて与えられる権利は、特許の対象に直接関連している事業若しくは会社又はその一部とともにする場合に限り、譲渡又はリースにより移転させることができる。」との規定があり、先使用権の移転に対する制限を定めている。これは、先使用者は特許製品若しくは特許方法を実施する第三者に、先使用者としての権利を許諾することは認められないことを意味している。

**設問 17. 種々の移転と先使用権**

(a) 先使用権を有する企業の買収や先使用権を有する企業の分社により、先使用権がどのように移転するかについて、例を挙げて御説明ください。(極端な例ですが、一部地域で活動する小規模の企業が全国規模で事業を行う大企業により買収された場合に、大企業が先使用権者として、全国規模で事業を実施することが可能でしょうか。)

ブラジル産業財産権法第 45 条(1)の文言に従えば、特許権に対するこの例外は、当該会社が先使用者として認められる事業条件と同一の条件を維持する限りにおいて適用可能であると理解している。しかしながら、この問題に関する判例は確認できなかった。

(b) 例えば、グループ企業の一企業に先使用権が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用権が認められるのでしょうか。また、子会社に認められた先使用権は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用権は子会社にも認められるのでしょうか。

認められない。設問 17(a)に対する回答を参照のこと。

(c) グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用権は認められるのでしょうか。



認められない。設問 17(a)に対する回答を参照のこと。

**設問 18. 移転の対抗要件（移転後の登録）**

移転後の登録制度は設けられていない。

**設問 19. 再実施の可否**

先使用権者には再実施を許諾する権原はない。

**設問 20. 先使用権の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）**

本件に関しては学説が無く、そして、我々はどんな判例も発見することはできなかった。

**設問 21. 先使用権の対価**

ブラジル産業財産権法第 45 条によれば、先使用者は「負担を負うことなく」とあり、特許権者にロイヤルティを支払うことなく、発明の実施を引き続き行う権利を有する。

**Part D : 運用状況**

**設問 22. 貴国での先使用権制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。**

我々は、ブラジルにおいて先使用権制度を普及啓発するどのような活動についても、ニュースを持っていない。

**設問 23. 貴国での先使用権制度の利用頻度をお答えください。**

ほとんど利用された例がない。

**設問 24. 貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていたら、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。**

判決のデータベースとして、以下がある。

- Brazilian Supreme Court (STF)  
<<http://www.stf.jus.br/portal/principal/principal.asp>>[最終アクセス日：2011年3月23日]
- Superior Court of Justice (STJ)  
<[http://www.stj.gov.br/portal\\_stj/publicacao/engine.wsp](http://www.stj.gov.br/portal_stj/publicacao/engine.wsp)>[最終アクセス日：2011年3月23日]
- Federal Court of Appeals for the 1st Circuit (TRF1)

<<http://www.trf1.jus.br/index.htm>>[最終アクセス日：2011年3月23日]  
- Federal Court of Appeals for the 2nd Circuit (TRF2)  
<<http://www.trf2.jus.br/Paginas/paginainicial.aspx?js=1>>[最終アクセス日：2011年3月23日]  
- Federal Court of Appeals for the 3rd Circuit (TRF3)  
<<http://www.trf3.jus.br/>>[最終アクセス日：2011年3月23日]  
- Federal Court of Appeals for the 4th Circuit (TRF4)  
<<http://www.trf4.jus.br/trf4/>>[最終アクセス日：2011年3月23日]  
- Federal Court of Appeals for the 5th Circuit (TRF5)  
<<http://www.trf5.jus.br/>>[最終アクセス日：2011年3月23日]  
- São Paulo State Court (TJSP)  
<<http://www.tj.sp.gov.br/>>[最終アクセス日：2011年3月23日]  
- Rio Grande do Sul State Court (TJRS) – 2 decisions found  
<<http://www1.tjrs.jus.br/site/>>[最終アクセス日：2011年3月23日]

上記を検索した結果、先使用権に関連する2つの判例を確認することができた。

**設問 25.** 貴国で先使用権制度が利用される場面について御紹介ください。

侵害を疑われる場合の非侵害の確認訴訟及び、侵害裁判における非侵害の抗弁

**設問 26.** 先使用権に関連して、裁判で争った例の概要を御紹介ください。特に、貴国の先使用権を解釈するために必要な典型的な事例及び先使用権が認められた例、認められなかった例という代表的な事例について、それぞれ、特徴的な判示事項の解説をお願いします

上訴第 70020819686—リオ・グランデ・ド・スル州裁判所

Metalúrgica Siemens Ltda (工業意匠の登録所有者) は、Metalúrgica Dak Ltda (先使用者) に対して侵害訴訟を提起し、被告による「ブレンダーカップー式」の製造、使用、販売の申出、及び、販売又は輸入を差止めようとした。第一審裁判所は原告の請求を棄却したため、同原告が州裁判所に上訴した。

上訴裁判所裁判官 José Francisco Pellegrini は、被告が、当該工業意匠の登録対象を、出願日前から善意で実施していた事実を認め、被告が当該実施を継続できる先使用権を有するとして、上訴を棄却した。

上訴第 70015129349—リオ・グランデ・ド・スル州裁判所

Arcol Industrial Ltda (先使用者) は、実用新案の出願人に対して、非侵害の確認判決を求めて訴訟を提起した。第一審裁判所の裁判官は、原告の請求を認容し、当該特許出願人は上訴をした。

上訴裁判所の裁判官 Angelo Maraninch Giannakos は、当該実用新案出願には実用新案権は付与されておらず、権利が付与される以前の段階において、当該上訴人は実用新案権を取得できるという単なる期待を有しているだけであるという解釈で、上訴を棄却した。

**設問 26-2.** 設問 26 の追加質問です。先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

外国企業が先使用権を主張した事例は発見されなかった。

設問 27. ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

先使用権を主張するためには、例えば、文書及び供述書の提出することにより、かかる先使用を証明する必要がある。

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

公証制度がある。

#### Part E : 先使用権制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

ブラジルにおいて先使用権制度に関する法改正、若しくはかかる法改正を想定した議論がなされているという情報はない。

## 「2」 メキシコ

#### Part A : 先使用権制度の有無

設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

(a) 先使用権に関する条文、規則等

メキシコ産業財産権法第 22 条 (Last up date, Oct. 29, 2009)。

第 22 条 <sup>244</sup> 特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。 (III)特許出願日又は、該当する場合、承認され	ARTICLE 22. <sup>245</sup> The right conferred by a patent shall not have any effect against the following: III. Any person who, prior to the filing date of the patent
---	---

<sup>244</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/pdf/mexico/sangyou.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/mexico/sangyou.pdf) [最終アクセス日：2011年3月8日]

<sup>245</sup> [http://www.impi.gob.mx/wb/impi\\_en/industrial\\_property\\_law](http://www.impi.gob.mx/wb/impi_en/industrial_property_law) [最終アクセス日：2011年3月8日]

## 資料編

### ・本資料の記号等の解説

設問	意味	解説（記号の意味）
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実施＝実施 実準＝実施＋準備
個別要件 （条文 明記）	実施（発明の内容）（実施、製造）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
	実施の準備	○＝準備に先使用権が認められる
	実施（継続＝元の範囲、事業目的）	継続＝元の範囲 事業＝事業目的
Q3	・対象となる実施の意味（全ての実施／製造のみ）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
Q4	・善意の意味（条文上の有無と定義の有無） （△＝異なる用語を使用）	無＝要件無 有有＝要件有＋説明有 有無＝要件有＋説明無
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優時＝優先日に 優前＝優先日以前 願時＝出願日に 願前＝出願日以前
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	輸入○＝輸入販売が先使用権の対象となる
Q12	・先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）	事業継＝事業目的の範囲で継続可能 従前＝従前の範囲
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）	事伴＝事業をともなって 装置伴＝装置をともなって 無制限＝制限なく移転可能
Q25	・先使用権主張の目的（抗弁か実施権）	抗弁＝先使用権の抗弁として使用 確抗＝確認訴訟＋先使用の抗弁
Q26	・先使用権が認められた典型的な例	例示＝各国編に判決要旨を例示
Q27	・先使用権立証の証拠	説明＝各国編に説明有
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証＝公証制度有 公証無＝公証制度無 宣誓＝裁判には宣誓供述書を提出

その他の設問共通：判例無＝判例が無いため不明  
 条文○又は×＝条文解釈で可能又は不可能  
 解釈○又は×＝条文解釈、学説等で可能又は不可能  
 学説＝学説に基づいた判断  
 意見＝回答作成者の意見

諸外国の先使用権制度一覧表 (No. 2)

設問	意味	BR	MX	CH	GR	IT	NO	RU	AU
Q1(a)	条文番号	45*	22	35	10	68	4	1361	119
Q1(a)	先使用権か侵害の例外か	先使用	例外	例外	例外	例外	先使用	先使用	例外
Q1(b)	詳細な文書の有無	有	無	無	無	有	有	有	無
Q1(c)	訳文の有無 (公用語が英語でない国)	有	有	無 CH1	有	有	有	有	—
Q2	経済説、公平説等	公平?	例外	公平	公平	経済	経済	公平	公平
Q2	制度導入の背景+「特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか」	PLT 草案	不明	DE?	無	EC?	北政特 許法	無	GB
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実施	実準	実準	実準	実施	実準	実準	実準
個別要件 (条文明記)	基準日 (優先日、出願日、出願)	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	出願	優先日	優先日
	基準日 (当日、以前)	以前	以前	以前	当日	以前	当日	以前	△
	地域 (国内、国外)	国内	—	国内	—	国内	国内	国内	国内
	発明の所有 (possession)	—	—	—	—	—	—	—	—
	自らの発明 (+知得) (○)	—	—	—	—	—	—	○	△
	善意 (善意=○、他の用語=△)	○	—	○	—	—	△	○	—
	実施 (侵害となる行為)	—	—	—	—	—	—	—	—
	実施 (発明の内容) (実施、製造)	実施	製造	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実施の準備	—	○	○	○	—	○	○	○
	実施 (継続=元の範囲、事業目的)	継続	継続	事業	事業	継続	継続	継続	継続
	ライセンスの可否 (可、否)	—	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡の可否 (可、否)	可	—	可	可	可	可	可	—
製品を購入した第三者 (侵外、非侵害)	—	—	—	—	—	—	—	—	非侵害
Q3	・対象となる実施の意味 (全ての実施/製造のみ)	実施	製造	実施	実施	判決無	実施	実施	実施
Q4	・善意の意味 (条文上の有無と定義の有無) (△異なる用語)	有有 BR1	無	有有	無 GR1	無 IT1	△無	有有	無
Q5	・当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか	不可	不可	可 CH2	不可 GR2	判決無	不可	不可	不可
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優前	優前	優前	優時	願前 IT2	願時	優前	優時
Q7	・実施の準備の意味 (定義の有無)	-	説明有	説明有	判例少	—	説明	説明	説明
Q8	・特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか	条文×	解釈無	条文×	条文×	条文○	条文×	条文○	条文○
Q9(a)	・輸出行為が対象となるか	○	×	○	○	判決無	○	○	○
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	NA	—	輸入○	○GR3	判決無	輸入○	輸入○	輸入○
Q10	・輸出行為が対象となるか (純粋な輸出行為が特許侵害となる場合)	○	×	○	○	判決無	×	○	解釈○
Q11	・実施の意味 (新規性との関連: 公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか)	新規性 喪失	新規性 喪失	新規性 喪失	新規性 喪失	新規性 喪失	新規性 喪失	新規性 喪失	新規性 喪失
Q12	・先使用権者が実施できる範囲 (物的範囲)	従前	判決無	事業継	事業継	従前	従前	—	事業継
Q12-1(a)	・生産規模の拡大の可否	解釈×	解釈○	学説○	判決無	解釈×	解釈○	—	解釈○
Q12-1(b)	・輸入数量の拡大の可否	解釈×	判決無	学説○	判決無	解釈×	解釈○	—	解釈○
Q12-1(c)	・実施地域の変更の可否	不明	判決無	学説○	判決無	解釈×	解釈○	—	解釈○
Q12-2(a)	・実施態様 (製造、販売、輸入等) の変更の可否	解釈×	解釈○	学説×	判決無	解釈×	解釈×	—	解釈○
Q12-2(b)	・実施形式の変更 (製法の変更) の可否	解釈×	解釈×	学説○	解釈○	判決無	解釈×	—	解釈×
Q12-2(c)	・実施形式の変更 (改造等) の可否	解釈×	解釈×	学説○	解釈○	判決無	解釈○	—	解釈×
Q13	・下請企業と元請け企業の先使用権	不明	元請	元請	元請	元請	判決無	—	判決無
Q14	・対抗要件 (登録要否)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	—	不要
Q15	・第三者に効力が及ぶか (再販売)	不明	OK	OK	侵害	判決無	OK	—	判決無

設問	意味	BR	MX	CH	GR	IT	NO	RU	AU
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施に伴う必要があるか等）	事件	不明	事件	事件	事件	事件	事件	無制限
Q17(a)	・大が小を飲む合併	可能?	不明	可能	可能	可能	可能	—	可能
Q17(b)	・グループ企業で先使用权を共有できるか	不明	不可	不可	不可	不可	不可	—	不可
Q17(b)	・外国製品の輸入販売で製造の先使用权が得られるか	不明	—	不可	不可	判決無	不可	—	可
Q18	・移転の登録の要否（対抗要件）	不要	不要	不要	不要	不要	不要	—	不要
Q19	・再実施許諾の可否	不可	判決無	不可	不可	不可	不可	—	不可
Q20	・先使用权の消滅又は放棄	不明	判決無	消滅	規定無	判決無	規定無	—	規定無
Q21	・先使用权の対価	不要	不要	不要	不要	不要	不要	—	不要
Q22	・先使用权制度の普及啓発	無	無	無	無	無	無	—	無
Q23	・先使用权の利用状況	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	—	殆無
Q24	・先使用权の判例の利用可否	困難	判決無	一件	判決無	DB有	DB有	—	DB有
Q25	・先使用权主張の目的（抗弁か実施権）	確抗	判決無	NA	判決無	抗弁	判決無	—	抗弁
Q26	・先使用权が認められた典型的な例	例示	判決無	説明有	判決無	NA	例示	—	例示
Q26-1	・外国企業の先使用权主張	無	判決無	無	判決無	NA	無	—	無
Q27	・先使用权立証の証拠	説明	説明	説明	説明	説明	説明	—	説明
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証	公証	公証	公証	条文無	公証	—	宣誓
Q28-1(a)	・タイムスタンプ業者	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(b)	・公証制度	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(c)	・製品に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(d)	・映像に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(e)	・企業の利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(f)	・タイムスタンプの利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q29	・先使用权制度改正の動き	無	無	無	無	無	無	—	無
Q30	・特別な条文の意味	—	—	—	—	—	—	—	—

BR\*：ブラジル知財法第 232 条には物質特許についてのパイプライン出願に基づく特許に対する先使用权が定められている（以下、第 232 条に基づく先使用权は調査の対象としない）

BR1：Q4：善意に対する定義はないが、学説では「善意とは公平性の要件、すなわち各人が信義に従い誠実に行動すべきとする行為規範であるとされている。

CH1：Q1(c)：スイス代理人からの指摘では、WIPO 掲載のスイス特許法に翻訳の誤りがある。基準日は出願日のみではなく、優先日を含む。（スイスでは独、仏文の法律が公定で、英語の公定訳はない）

CH2：Q5：誠実に行動を行うという要件のみあり、当該発明の出所については要件とされていない。

GR1：Q4：「善意」の要件は、ギリシア特許法第 10 条には定められていないが、法の一般原則並びに民法第 218 条において定められている。（訳者注、先使用权者として容認されるためには善意でなければならないとの意味と解釈される）

GR2：Q5：発明者から取得されたかどうかに関する規定はないが、「権利の行使は、信義誠実の原則、善良の風俗、又は権利の社会的若しくは経済的目的により課される制限を超えることが明らかである場合には、禁じられる」と定める民法第 281 条を考慮に入れば、発明者から直接又は間接的に発明を知得した先使用者に先使用权は認められないと解釈される。

GR3：Q9(b)：本事項につき、明確な地理的制限はない。かかる制限のないことから、「行為がギリシアの領域外で行われた場合には先使用权の発生要件を充たさない」という解釈はできないものと思われる。

IT1：Q4：「善意で」という表現が第 68 条第 3 項に明記されていないとはいえ、同条は、先使用者が発明を適法に、且つ出願者に損害を与えることなく使用している必要があるという意味で一般に解釈されている。

IT2：Q6：先使用者は当該発明をその出願前 12 ヶ月間において使用していることが必要となる。当該先使用者は、その全期間中、当該発明を使用している必要はないが、少なくとも当該期間の一部において使用していることが必要となる。かかる 12 ヶ月間よりも前に使用しても、先使用权は発生しない。

NO1：Q10：回答は輸出は先使用权の対象となるであるが、製造の先使用权を獲得した者が輸出をすることが出来るという意味で、実質的には輸出そのものは先使用权の対象ではない。